

画像検索エンジンをめぐる著作権侵害問題と フランスにおける強制許諾制度の導入

橋 口 瑞 希*

抄 録 フランス著作権法の改正に伴い、フランスの画像検索サービスに強制許諾制度が導入される予定だ。「創作の自由、建築、世襲遺産に関する2016年7月7日付け法律第2016-925号」の第30条により、画像検索サービスに関する新条項がフランス著作権法に追加されることになった。フランスの画像検索サービスが提供する検索結果の表示を、フランス文化庁によって認可された団体が管理するという制度が構築される見込みだ。この制度は、彫刻、絵画、写真の創作者への対価を保証することを目的としている。米国では、画像検索エンジンの用途次第では、画像検索結果の表示が「公正な使用」に該当し、著作権侵害ではないとの判決が言い渡されることがある。日本では、画像検索サービスの提供が法的に認められるとの趣旨の規定が日本国著作権法第47条の6に設けられている。画像検索サービスに強制許諾制度を導入するフランスの法改正は、日米では見られなかった画期的な動きである。

目 次

1. はじめに
2. 画像検索に関するフランスの法規と判例
 2. 1 著作者の人格権
 2. 2 Aufeminin.com v. Google France事件
3. 画像検索をめぐるフランス著作権法の改正
 3. 1 画像検索サービスの定義と管理体制
 3. 2 管理団体に与えられる権限
 3. 3 管理団体の認可と認可の取消し
 3. 4 対価の算出方法
4. 画像検索サービスを対象とする強制許諾制度の確立
5. 画像検索エンジンをめぐる米国の判例
 5. 1 公正な使用として容認された例
 5. 2 公正な使用でないと判断された例
6. 画像検索エンジンに関する日本国著作権法第47条の6
7. 考察と論説
 7. 1 日本国著作権法第47条の6の特徴
 7. 2 米日仏の各制度に共通する趣旨
 7. 3 米日仏の各制度の相違点
 7. 4 画像検索エンジンに適用される強制許諾制度の導入

7. 5 欧州連合の条約と指針
7. 6 著作権に関するベルヌ条約
7. 7 L'Exception Culturelle Française
8. おわりに

1. はじめに

エメラルド・シティと称されるシアトルを象徴する深緑の針葉樹に囲まれたグリーンレイクが早朝の陽光に包まれ、水面に立ち込めていた霧が晴れていく様子を描写した風景画がある¹⁾。これは、光と自然をモチーフにして米国北西部の風景画を描くクリスティーヌ・オルソン・ゲディ氏による作品だ²⁾。彼女は、自分の絵が無断で利用されていないかを確認する手段として、インターネットで画像検索をかけるよう、他の画家に呼びかけている³⁾。実際、2016年1月に、ゲディ氏は画像検索をかけ、彼女の作品が音楽家によって無断で使用されてテレビ番組

* ニューヨーク州弁護士 米国コロンビア大学ロースクール法学博士課程修了 Mizuki HASHIGUCHI

で放映されたことを知り、音楽家とその広報担当者に連絡して絵画の使用を中止させた⁴⁾。このように、ゲディ氏は、画像検索エンジンを使って著作権侵害を発見し、侵害行為を停止させることに成功したのだ。

画像検索エンジンが著作権侵害の発見と阻止に役立つ一方で、画像検索エンジン自体が著作権を侵害していると判断される場合もある。なぜなら、画像検索エンジンは、作者の許可を得ずに画像をコピーし、そのコピーを検索結果として表示しているからである。著作権には、画像のコピーを取る複製権や、画像を世界に向けて発信する公衆送信権が含まれている⁵⁾。作者の許可を得ずに画像をコピーしたり表示したりすることは、著作権侵害に相当する可能性がある。

米国と日本とフランスにおける画像検索エンジンに関する著作権法は、互いに大きく異なる。米国では、画像検索サービスは著作物の「公正な使用」に該当するとして、著作権侵害にはあたらないとの判決を裁判所が下すことがある。画像検索結果の表示において、画像のコピーは、画像の本来の使用目的である鑑賞のために表示されるのではなく、情報収集という別の用途に使用されていると判断される場合があるからだ。日本では、画像検索サービスの提供が認められるとの趣旨の規定が日本国著作権法第47条の6に設けられている。一方、フランスでは、画像を縮小して検索結果として表示することさえ、作者の人格権を侵害すると考えられている。

2016年7月7日、フランスの画像検索エンジンによって提供される検索結果の表示をフランス文化庁が認可した団体に管理させるための法案が可決された。この法案によって、フランスの画像検索サービスに強制許諾制度が導入されることになった。これは、画像検索の分野において、米国でも日本でも見られなかった画期的な動きである。

2. 画像検索に関するフランスの法規と判例

2.1 作者の人格権

フランスでは、作者の人格権が重視されている⁶⁾。このため、作者以外の者が作者の作品に変更を加えることは、原則として禁止されている⁷⁾。したがって、絵画や写真を縮小し検索結果一覧に表示することは、著作権者の許可がなければ、原則として人格権の侵害にあたる。その一方で、フランスでは、画像の無断表示を発見した著作権者が検索サービス業者にそのことを連絡して画像の削除を要求し、この要求に検索サービス業者が速やかに応じれば、検索サービス業者は免責される⁸⁾。ただし、検索サービス業者は、いったん削除した画像が次に他のウェブサイトに掲載されるか否か監視する義務を負わない⁹⁾。

2.2 Aufeminin.com v. Google France事件

2012年7月12日、フランスの最高裁判所は、Aufeminin.com v. Google France事件¹⁰⁾で、検索サービス業者が削除画像の再掲載に関して監視の義務を負わないとの判決を言い渡している。この事件で、写真家Xは、2001年に開催された映画祭に出席していた歌手Yの写真を撮影し、この写真を商売で利用する権利を通信社HKに付与した。2008年11月27日、写真家Xと通信社HKは、写真家Xが映画祭で撮影した歌手Yの写真がwww.Aufeminin.comで勝手に使用されており、さらにグーグル・フランス社の画像検索サイト<http://images.google.fr>の検索結果にもこの写真が無断で表示されていることに気付いた。写真家Xと通信社HKがwww.Aufeminin.comの管理者とグーグル・フランス社とグーグル社に通知したところ、グーグル社は、問題となっている写真が検索結果に表示さ

れないよう、写真を削除した。ところが、その後、この写真が別のウェブサイトに無断でアップロードされたことが判明したのである。写真家Xと通信社HKは、www.Aufeminin.comとグーグル・フランス社とグーグル社が写真家Xの人格権と経済的利用権を侵害したとして、フランスで訴訟を提起し、損害賠償を請求した。

フランスの控訴裁判所は、被告3社が人格権と経済的利用権を侵害したと判断し、被告3社に損害賠償金の支払いと本件写真の使用禁止を命じた。また、控訴裁判所は、無断で掲載されていた本件写真が削除された後に同写真が再度インターネット上で掲載される事態を防止するための十分な措置をグーグル・フランス社とグーグル社が講じなかった、と判断した。グーグル・フランス社とグーグル社は、この判決を不服として、フランスの最高裁判所に上訴した。その結果、フランスの最高裁判所は、いったん画像検索結果から削除された画像が再度インターネット上で表示されないよう監視する義務はグーグル・フランス社とグーグル社にはないと判断し、この点に関する控訴裁判所の判決を覆した¹¹⁾。

3. 画像検索をめぐるフランス著作権法の改正

2016年の夏に、フランスで、「創作の自由、建築、世襲遺産に関する2016年7月7日付け法律第2016-925号」という法律が制定された¹²⁾。当法律の第30条により、画像検索サービスに関する新条項がフランス著作権法に追加されることになった¹³⁾。この法改正により、フランスの画像検索サービスに新制度が導入されることになった。その新制度とは、画像検索サービスが提供する検索結果の表示を、フランス文化庁によって認可された団体が管理するという制度だ。

この法改正により、まず、フランス著作権法に、「彫刻美術作品、描画美術作品、写真美術

作品の検索と参照に適用される条項」という題名の第6章が追加される。そして、第6章の条項として、第L136-1条、第L136-2条、第L136-3条、第L136-4条が追加される。

3. 1 画像検索サービスの定義と管理体制

第L136-1条には画像検索サービスの定義が規定されており、第L136-2条I.には画像検索結果の管理体制が規定されている。第L136-2条I.¹⁴⁾によれば、画像検索サービスによって彫刻美術作品、描画美術作品、写真美術作品が表示される場合、その表示は、フランス文化庁が認可した団体によって管理されることになる。当団体は、作品を複製して画像検索結果として表示させる権利を管理するのである。

3. 2 管理団体に与えられる権限

第L136-2条II.¹⁵⁾によれば、第L136-2条I.に規定されている団体のみに、ある権限が与えられる。その権限とは、彫刻、絵画、写真を複製して画像検索結果として表示させる許可を付与し報酬を決定することを目的として、画像検索サービスの開発者・運営者と契約を締結する権限である。画像検索サービスの開発者・運営者は、作品の利用記録など、著作者や著作権者が受領する金額の算出に必要な全ての情報を団体に提供する義務を負う。当契約には、この義務を画像検索サービスの開発者・運営者がどのように履行するかということが規定されることになる。

3. 3 管理団体の認可と認可の取消し

第L136-3条によれば、第L136-2条I.に規定されている団体の認可方法とその認可の取消方法は、フランス国務院が発表する指令によって規定される¹⁶⁾。また、第L136-3条には、当該団体の認可を行う際に考慮される点として、(1) 協同者の多様性、(2) 指導者の専門的

な資格、(3) 彫刻、絵画、写真の複製権と公表権を管理するために活用される人材や手段が挙げられている¹⁷⁾。

3. 4 対価の算出方法

第L136-4条I.には、画像検索サービスで彫刻、絵画、写真を複製して表示させたことに伴う対価の算出方法が規定されている。画像検索結果に作品を表示させることによって収益があった場合、この収益に基づいて対価が決定される。収益がなかった場合には、フランスの著作権法第L131-4条に基づいて対価が決定される。対価を算出するための計算表と対価の支払方法は、画像検索サービスの開発者・運営者を代表する組織と第L136-2条I.に規定されている団体が締結する契約を通して決定される。契約期間は最大で5年間までとされている。

4. 画像検索サービスを対象とする 強制許諾制度の確立

第L136-1条～第L136-4条に規定されている制度は、一般的に「強制許諾制度」と呼ばれている。強制許諾制度とは、著作物を利用しようとする者が、著作権者から直接許可を得なくても、法で規定されている手続に従って料金を支払えば、その著作物を利用できるようにする制度である¹⁸⁾。強制許諾制度の主な目的は、著作権者がライセンス料を受領することができる仕組みを確保しつつ、著作物を広く社会に提供することだ。

フランス上院の記録に、画像検索エンジンに関する今回の法改正を行う目的について述べた文書がある¹⁹⁾。この文書には、「彫刻、絵画、写真の検索を対象とする集合的かつ強制的な管理制度を導入し、彫刻、絵画、写真の創作者が対価を受けることを保証する」ために今回の法改正を行う予定であると記載されている。さら

に、文書の最後には、インターネット利用者は、この新制度によって「今後も画像に無料で自由にアクセスすることができる」と強調されている²⁰⁾。

5. 画像検索エンジンをめぐる米国の判例

米国には、フランスの著作権法に追加される予定である、第L136-1条～第L136-4条のような画像検索結果の表示を対象とした強制許諾制度はない。米国では、画像検索サービスが検索結果に画像を表示させる行為は、原則として、著作権侵害にあたる。しかし、画像検索エンジンの用途次第では、画像検索結果の表示が公正な使用にあたるとして容認されることがある。

画像検索サービスの提供者が、画像を著作者に無断で検索サービスに使用し、それによって料金を取ったり経済的利益を得たりしている場合においても、検索結果の提供が公正な使用であると判断されることがある。米国の裁判所は、画像検索サービスによる画像の表示が公正な使用であるか否かを判断する際、画像検索サービス業者が収益を得ているか否かということよりも、画像検索サービスの用途が何であるかということを中心に考慮する。

5. 1 公正な使用として容認された例

(1) 写真の縮小版を検索結果に表示

米国の裁判所は、画像検索サービスによる検索結果の表示が、単なる画像の鑑賞とは異なる用途に使用されていれば、検索結果の表示が公正な使用に該当すると判断する傾向がある。例えば、*Kelly v. Arriba Soft Corp.*, 336 F. 3d 811 (9th Cir. 2003) では、写真家であるケリー氏が撮影した35枚の写真が縮小されてアリバ社の画像検索サイトに表示された²¹⁾。ケリー氏は写真の使用をアリバ社に許可したことはなく²²⁾、アリバ社は画像検索サイトを商業目的で使用し

ていた²³⁾。米国第9巡回区控訴裁判所は、ケリー氏の写真は、本来、鑑賞を目的とした芸術作品であるが、アリバ社の画像検索エンジンはインターネット上で画像を探す道具として機能しているため、検索結果に表示されるケリー氏の写真は、鑑賞ではなく、情報収集のために使用されていると説明した²⁴⁾。この結果、アリバ社がケリー氏の写真を画像検索結果として表示させたことは公正な使用に該当するので容認されるとの判決が下された²⁵⁾。

(2) ニュースの抜粋を検索結果に表示

検索結果の表示が公正な使用であると判断された別の例として、Fox News Network, LLC v. TVEyes, Inc., 43 F. Supp. 3d 379 (S.D.N.Y. 2014)が挙げられる。この事件で、TVEyes社は、約1,400局のテレビ局とラジオ局が放送する内容を毎日24時間録音し続け、番組をデータベースに保管した²⁶⁾。料金を支払ったユーザーは、興味のあるキーワードを登録しておく。すると、TVEyes社は、過去32日間に放送された番組を自動的に検索し、ユーザーのアカウント画面に検索結果を表示する。検索結果には、番組の画像を縮小したものや、放送で読み上げられた言葉の抜粋や、キーワードが番組内で発せられるまでの14秒間の動画が表示される。ユーザーは、TVEyes社のサービスを利用し始める時、検索結果の画像や抜粋や動画を私用目的でのみダウンロードすることができるという趣旨の契約書に署名することが義務付けられている。TVEyes社は、サービス料としてユーザーから月額500ドルを取っている。2013年²⁷⁾、Fox News社は、当サービスが著作権侵害にあたると主張し、TVEyes社を提訴した。

これに対し、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所は、TVEyes社の検索サービスが公正な使用に該当するので、当該サービスの提供は著作権侵害にはあたらない、と判断した²⁸⁾。

その理由として、TVEyes社の検索サービスは、番組を放映する本来の目的とは異なる目的で使用されている、と裁判所は説明した。ユーザーがTVEyes社の検索サービスを使用する目的は、単純にニュースを見るためではなく、ニュースを調査したり、監視したり、訂正したり、ニュースについて考察したり、コメントしたり、コマーシャルの内容について検討したりするためであると裁判所は指摘している²⁹⁾。TVEyes社の検索サービスは社会に有益であり、重要な役割を果たしている、と裁判所は述べている³⁰⁾。

(3) グーグル・ブックス・プロジェクト

本の抜粋を検索結果に表示するグーグル・ブックス・プロジェクトも、社会にとって極めて有益であるとして、公正な使用に該当し、著作権侵害にはあたらない、と判断されている³¹⁾。作家連合がグーグル社を米国で提訴した事件で、裁判所は、グーグル・ブックスは入手不可能な廃版の本を閲覧できるようにしたり、本を探すのに役立ったり、本が興味ある内容か否かを利用者が判断する際に役立ったりするなど、複数の観点から教育に貢献している、と述べている³²⁾。

5. 2 公正な使用でないと判断された例

(1) 画廊の宣伝に使用

画像検索エンジンの用途次第では、検索結果の表示が公正な使用ではないと判断されることがある。その例がTeter v. Glass Onion, Inc., 723 F. Supp. 2d 1138 (W.D. Mo. 2010)だ。この事件で、グラス・オニオン社は、画廊に展示される予定のテーター氏の絵画の縮小版をウェブサイトに表示した。米国ミズーリ州西部地区連邦地方裁判所は、ウェブサイトに表示されている縮小画像は、インターネット利用者の情報源になるわけでもなく、画廊の宣伝に使用されているに過ぎず、絵画に「新しい表現や意義や

メッセージ」を加えるものではないので、公正な使用には該当しない、と判断した³³⁾。

6. 画像検索エンジンに関する 日本国著作権法第47条の6

米国では、画像検索サービスが著作権を侵害するか否かについて判断する際、判例法が手がかりになる。これとは異なり、日本では、著作権法の第47条の6に、画像検索サービスを所定の条件で容認する内容の規定が設けられている³⁴⁾。第47条の6の全文は次のとおりである。

「第四十七条の六 公衆からの求めに応じ、送信可能化された情報に係る送信元識別符号（自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下この条において同じ。）を検索し、及びその結果を提供することを業として行う者（当該事業の一部を行う者を含み、送信可能化された情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従って行う者に限る。）は、当該検索及びその結果の提供を行うために必要と認められる限度において、送信可能化された著作物（当該著作物に係る自動公衆送信について受信者を識別するための情報の入力を求めることその他の受信を制限するための手段が講じられている場合にあつては、当該自動公衆送信の受信について当該手段を講じた者の承諾を得たものに限る。）について、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行い、及び公衆からの求めに応じ、当該求めに関する送信可能化された情報に係る送信元識別符号の提供と併せて、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物（当該著作物に係る当該二次的著作物の複製物を含む。以下この条において「検索結果提供用記録」という。）のうち当該送信元識別符号に係るものを用いて自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、

当該検索結果提供用記録に係る著作物に係る送信可能化が著作権を侵害するものであること（国外で行われた送信可能化にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること）を知つたときは、その後は、当該検索結果提供用記録を用いた自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行つてはならない。」

公益社団法人著作権情報センターは、第47条の6の規定内容を次のように要約している。「インターネットによる情報検索サービスを行う事業者は、当該サービスを提供するために必要と認められる限度において、著作物を複製・自動公衆送信することができる。但し、著作権者が情報収集されることを拒否している場合は当該情報は収集できず、また、違法著作物であることを知つた場合には、その提供を停止しなければならない³⁵⁾。」

2009年6月12日、情報通信技術の進展等に伴う時代の変化に対応する必要があることを考慮し、「著作権法の一部を改正する法律」が成立した。第47条の6は、この法改正の一環として、著作権法に追加された³⁶⁾。

7. 考察と論説

7.1 日本国著作権法第47条の6の特徴

日本国著作権法第47条の6の顕著な特徴は、「公衆からの求めに応じ」という要件が明記されている点だ。インターネット利用者が「メールアドレス・ドゥ・ロンサールの育て方」と検索をかけたとすると、検索結果の下には、このつるバラの苗の購入方法や引越業者の宣伝など、検索内容とは直接関係のない情報が自動的に表示されることがある。これらは「公衆からの求めに応じ」た検索結果の表示ではない。したがって、日本国著作権法第47条の6は、これらの表示には適用されないことになる³⁷⁾。この結果、日本

では、検索エンジンがこれらの付加的な情報を自動的に表示することは、著作権法違反になる可能性がある。画像検索エンジンに関する米仏の著作権法には、「公衆からの求めに応じ」という要件は明記されていない。このため、米国やフランスでは、これらの付加的な情報を自動的に表示させることは容認される可能性がある。

また、日本国著作権法第47条の6には、画像検索結果の用途に関する条件は特に規定されていない。米国では、絵画の本来の目的とは異なる有益な目的で検索結果を表示させることが容認される、といった判決が過去に出されているが、日本国著作権法第47条の6には、そのような考え方を明文化した規定はないようだ。

7. 2 米日仏の各制度に共通する趣旨

画像検索エンジンに関する米国と日本とフランスの法律に共通していることは、検索エンジンが社会的に有益であることを認め、著作権法のもとでそれを許容しようという趣旨が見受けられることだ。

7. 3 米日仏の各制度の相違点

ただし、各国とも、検索結果の表示を無制限に容認するわけではなく、ある程度の制限を設けている。その制限方法と制限の度合は各国で異なる。

米国では、画像検索結果の表示が鑑賞など画像の本来の目的と同一の目的で行われているのであれば、公正な使用とは認められず、著作権侵害となるので、その画像を検索結果として合法に表示させることはできない。日本では、著作権を侵害すると分かっているものを検索結果として表示することができない。フランスの従来判例では、画像を縮小するなど、画像を加工して検索結果として表示することは、著作者の人格権を侵害すると判断されている。

7. 4 画像検索エンジンに適用される強制許諾制度の導入

今回のフランス著作権法の改正は、画像検索エンジンの法的枠組みに強制許諾制度を導入する画期的な動きである。この制度は、フランス文化庁によって認可された団体が検索結果の表示の管理体制に積極的に加わり、所定の条件のもとで検索エンジンの運営者から料金を徴収するシステムである。日本国著作権法第47条の6は、画像検索エンジンに強制許諾制度を適用する規定ではない。画像検索エンジンをめぐる米国の判例でも、争点の中心になるのは、画像検索結果の表示の管理体制や料金の徴収ではなく、画像検索結果の表示が公正な使用であるか否かという点だ。

7. 5 欧州連合の条約と指針

フランスは欧州連合の加盟国である。各加盟国は、欧州連合の条約や指針に従うことが義務付けられている。基本的権利に関する欧州連合憲章³⁸⁾と指針³⁹⁾によれば、著作者には著作物の複製や公衆送信に同意するか否か判断する権利がある。

7. 6 著作権に関するベルヌ条約

同時に、フランスは、著作権に関する国際条約であるベルヌ条約を批准している。ベルヌ条約には、強制許諾制度の制定方法が規定されている。ベルヌ条約の第11-2条(2)と第13(1)によれば、ベルヌ条約の批准国は、各国の法律に基づいて強制許諾制度の条件を自由に定めることができる。また、これらの条文には、強制許諾制度は公正な対価を受ける著作者の権利を害するものであってはならないと規定されている。

フランス上院が公開している記録によると、今回のフランス著作権法の改正の目的として、「彫刻、絵画、写真の創作者が対価を受けるこ

とを保証する」ことが掲げられている。今回の改正によって導入される強制許諾制度は、画像検索エンジンで 사용되는作品の著作者が確実に対価を受けられるようにする必要があることを考慮して考案された体制のようである。

7. 7 L'Exception Culturelle Française

フランスには、l'exception culturelle française という概念がある。これは、フランスの文化の発展はフランス政府が管理すべきものであるから、フランスの文化に関しては、外国との協定とは異なる独自の仕組みを構築してもよいという考え方だ。この概念は、1993年の関税と貿易に関する国際協定（GATT）の交渉時に、フランスの文化は他の商品と同様に扱わなくてもよいはずだと主張して、フランスが提示した考え方だ。フランスは、このように主張することによって、フランス映画の配信が他の商品と同様に貿易自由化の対象になることを防止しようとしたのである。

フランスのル・モンド紙は、フランスの法律学者であるセルジュ・ルグール教授がl'exception culturelle françaiseという考え方は法律における道具であると説明していることを紹介し、1993年にはフランス映画界をハリウッドの映画業界から守ることが課題だったが、その10年後には、課題は、フランスの文化をインターネットの巨大企業から守ることに変化したと指摘している⁴⁰。

8. おわりに

今回のフランス著作権法の改正によって、インターネットの画像検索サービスに強制許諾制度が導入されることになる。これは、画像検索エンジンをめぐる米国と日本の法律には見られなかった画期的な動きだ。デジタル社会の今、フランスにおいてl'exception culturelle françaiseという概念は知的財産制度にどのように

活用されるのだろうか。そして、今回の法改正はどのように実用化されていくのだろうか。今後の動向が注目される。

注 記

- 1) Christine Olson Gedye, "Fog Lifting at Green Lake," <http://christinegedye.com/2015/> (参照日: 2016.11.6).
- 2) "Christine Gedye," <http://christinegedye.com/> (参照日: 2016.11.6).
- 3) "Christine Olson Gedye, Fine Art," Jan. 21, <https://www.facebook.com/GedyeArt/posts/985910484801608> (参照日: 2016.11.6).
- 4) Id.
- 5) 公益社団法人著作権情報センター, 「著作者にはどんな権利がある?」, <http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime2.html> (参照日: 2016.11.6)
- 6) フランス著作権法第L 121 - 1 条参照。
- 7) Lionel Thoumyre, "Google Images unlawful in France?" Feb. 8, 2010, <http://juriscom.net/2010/02/google-images-unlawful-in-france/> citing Cass. Civ 1, 13 Nov.2003, Utrillo; Cass. Civ. 1, 25 Jan. 2005, Delaunay (参照日: 2016.11.6).
例外として、2008年5月に判断されたSAIF v. Google France & Google Inc.事件で、パリ大審裁判所が米国の判例法を適用し、画像検索サービスは公正な使用にあたりと判断した例がある。
Id.
ベルヌ条約は、フランス、米国、日本を含む171か国が批准している著作権保護に関する国際条約だ。ベルヌ条約の第5 - 1 条には、「著作者は、この条約によつて保護される著作物に関し、その著作物の本国以外の同盟国において、その国の法令が自国民に現在与えており又は将来与えることがある権利及びこの条約が特に与える権利を享有する。」と規定されている。(公益社団法人著作権情報センター, 「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約(抄)」, http://www.cric.or.jp/db/treaty/t1_index.html 参照。)(参照日: 2016.11.6)
ベルヌ条約の第5 - 2 条には、この権利の「享

有及び行使には、いかなる方式の履行をも要しない。その享有及び行使は、著作物の本国における保護の存在にかかわらない。したがって、保護の範囲及び著作権者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法は、この条約の規定によるほか、専ら、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。」と規定されている。(同上参照。)

SAIF v. Google France & Google Inc.事件では、著作者が米国における著作権保護を要求したため、ベルヌ条約の第5-2条により、パリ大審裁判所が米国の判例法を適用したものと考えられる。

- 8) See Loi n° 2004-575 du 21 juin 2004 pour la confiance dans l'économie numérique, Article 6 I-2., <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexteArticle.do?idArticle=LEGIARTI000006421546&cidTexte=JORFTEXT00000801164> (参照日：2016.11.6).

“Les personnes physiques ou morales qui assurent, même à titre gratuit, pour mise à disposition du public par des services de communication au public en ligne, le stockage de signaux, d'écrits, d'images, de sons ou de messages de toute nature fournis par des destinataires de ces services ne peuvent pas voir leur responsabilité civile engagée du fait des activités ou des informations stockées à la demande d'un destinataire de ces services si elles n'avaient pas effectivement connaissance de leur caractère illicite ou de faits et circonstances faisant apparaître ce caractère ou si, dès le moment où elles en ont eu cette connaissance, elles ont agi promptement pour retirer ces données ou en rendre l'accès impossible. . . .”

[(要約) サービスの利用者がアップロードした画像等を公衆に提供する業者は、その内容が法に抵触することを知らなかった場合には責任を負わず、その内容が法に抵触するということを知った時点で対象データを速やかに削除したり当該データにアクセスできないように対処したりした場合にも責任を負わない。]

- 9) See Loi n° 2004-575 du 21 juin 2004 pour la confiance dans l'économie numérique, Article 7,

supra n.8. “Les personnes mentionnées aux 1 et 2 ne sont pas soumises à une obligation générale de surveiller les informations qu'elles transmettent ou stockent, ni à une obligation générale de rechercher des faits ou des circonstances révélant des activités illicites.”

[(要約) 前述した業者は、発信される情報や保存される情報を監視する義務は負わず、違法行為の存在を示すような事実や状況を調査する義務も負わない。]

- 10) Arrêt n° 827 du 12 juillet 2012 (11-15.165 ; 11-15.188) - Cour de cassation - Première chambre civile - ECLI : FR : CCASS : 2012 : C100827, La société Aufeminin.com v. La société Google France.

[フランス最高裁判所の第一民事法廷が2012年7月12日に言い渡した判決]

- 11) “CASSE ET ANNULE, mais seulement en ce qu'il a dit que la société Aufeminin.com et les sociétés Google Inc. et Google France n'avaient pas accompli les diligences nécessaires pour empêcher la remise en ligne de la photographie de M. Y... dont M. X... était l'auteur, en ce qu'il a dit que ces sociétés ne pouvaient se prévaloir de la limitation de responsabilité prévue à l'article 6.2 de la loi du 21 juin 2004 pour les remises en ligne constatées, en ce qu'il condamne les sociétés Google Inc. et Google France à indemniser M. X... de ses préjudices, moraux et patrimoniaux, au titre des remises en ligne de son oeuvre et en ce qu'il a interdit la poursuite des agissements incriminés sous astreinte, l'arrêt rendu le 4 février 2011, entre les parties, par la cour d'appel de Paris ; remet, en conséquence, sur ces points, la cause et les parties dans l'état où elles se trouvaient avant ledit arrêt et, pour être fait droit, les renvoie devant la cour d'appel de Lyon”

[(要約) 画像が再掲載されることを防止するために必要な措置を被告らが講じなかったとして控訴裁判所が被告らに損害賠償の支払いと画像の使用禁止を命じた点において、控訴裁判所の判決を破棄する。]

- 12) LOI n° 2016-925 du 7 juillet 2016 relative à la liberté de la création, à l'architecture et au pat-

rimoine.

「創作の自由，建築，世襲遺産に関する2016年7月7日付け法律第2016-925号」

- 13) 条項の追加は，2017年1月7日までは施行される予定である。Id. Article 30 II.
- 14) “La publication d’une œuvre d’art plastique, graphique ou photographique à partir d’un service de communication au public en ligne emporte la mise en gestion, au profit d’une ou plusieurs sociétés régies par le titre II du livre III de la présente partie et agréées à cet effet par le ministre chargé de la culture, du droit de reproduire et de représenter cette œuvre dans le cadre de services automatisés de référencement d’images. A défaut de désignation par l’auteur ou par son ayant droit à la date de publication de l’œuvre, une des sociétés agréées est réputée gestionnaire de ce droit.”
〔(要約) 画像検索サービスによって彫刻美術作品，描画美術作品，写真美術作品が表示される場合，その表示は，フランス文化庁が認可した団体によって管理される。当団体は，作品を複製して画像検索結果として表示させる権利を管理する。作品の発表日の時点で創作者又は権利取得者による指定がない場合，認可された前記団体が管理者となる。〕
- 15) “Les sociétés agréées sont seules habilitées à conclure toute convention avec les exploitants de services automatisés de référencement d’images aux fins d’autoriser la reproduction et la représentation des œuvres d’art plastiques, graphiques ou photographiques dans le cadre de ces services et de percevoir les rémunérations correspondantes fixées selon les modalités prévues à l’article L. 136-4. Les conventions conclues avec ces exploitants prévoient les modalités selon lesquelles ils s’acquittent de leurs obligations de fournir aux sociétés agréées le relevé des exploitations des œuvres et toutes informations nécessaires à la répartition des sommes perçues aux auteurs ou à leurs ayants droit.”
〔(要約) 彫刻，絵画，写真を複製して画像検索結果として表示させる許可を付与し報酬を決定することを目的として画像検索サービスの開発

者・運営者と契約を締結する権限は，前述した団体のみに与えられる。画像検索サービスの開発者・運営者は，作品の利用記録など，著作者や著作権者が受領する金額の算出に必要な全ての情報を団体に提供する義務を負う。当契約には，この義務を画像検索サービスの開発者・運営者がどのように履行するかということが規定される。]

- 16) “Un décret en Conseil d’Etat fixe les modalités de la délivrance et du retrait de cet agrément.”
〔(要約) 認可方法とその認可の取消方法は，フランス国務院が発表する指令によって規定される。〕
- 17) “L’agrément prévu au I de l’article L. 136-2 est délivré en considération :
- 1 De la diversité des associés ;
 - 2 De la qualification professionnelle des dirigeants ;
 - 3 Des moyens humains et matériels qu’ils proposent de mettre en œuvre pour assurer la gestion des droits de reproduction et de représentation des œuvres d’art plastiques, graphiques ou photographiques par des services automatisés de référencement d’images.”
〔(要約) 認可を行う際に次の点が考慮される。(1) 協同者の多様性, (2) 指導者の専門的な資格, (3) 彫刻，絵画，写真の複製権と公表権を管理するために活用される人材や手段。〕

18) 米国著作権法の第115条には，“Nondramatic musical works”の部類に含まれる音楽作品を対象とした強制許諾制度が規定されている。第115条によれば，認可された音楽レコードが米国内で広く販売されるようになれば，誰でもその音楽をコピーして頒布するための許諾を取得することができる。許諾を取得するためには，許諾を取得することを希望する旨を著作権者に連絡する必要がある。この強制許諾制度を通して，著作権者は実施料を受領する。実施料の金額は法規に規定されている。
フランス知的財産法にも強制許諾制度を規定した条項がある。第L122-10条には，複写に関して集合的かつ強制的な管理制度が規定されている。第L214-1条には，レコードを解釈する芸術家やレコードのプロデューサーに公正な報酬を付与するための制度が規定されている。画像

検索サービスに関する今回の法改正は、これらの条項に既に規定されている制度から直接インスピレーションを得て提案されたものである、とフランス上院の記録に記載されている。

Projet de loi Liberté de la création, à l'architecture et au patrim [oine] (2ème lecture) (n° 495), N° COM-43 (May 9, 2016),

http://www.senat.fr/amendements/commissions/2015-2016/495/Amdt_COM-43.html (参照日：2016.11.6).

- 19) Id.
- 20) “. . . [L] es internautes pourraient, grâce à ce nouveau système, où la rémunération est assise sur les seules recettes d'exploitation du service de référencement d'images, conserver la gratuité et la liberté d'accès aux images [.]” Id. [(要約) 新制度では、対価は画像検索サービスの利用による収益に基づいて決定される。インターネット利用者は、この新制度によって今後も画像に無料で自由にアクセスすることができる。]
- 21) Kelly v. Arriba Soft Corp., 336 F. 3d 811, 816 (9th Cir. 2003).
- 22) Id.
- 23) Id. at 818.
- 24) Id. at 819. “Arriba’s use of Kelly’s images in the thumbnails is unrelated to any aesthetic purpose. Arriba’s search engine functions as a tool to help index and improve access to images on the internet and their related web sites.”
- 25) 米国著作権侵害を証明するためには、原告は二つのことを証明する必要がある。第一に、原告が著作権を所有しているということだ。第二に、被告が著作物を複製したということだ。米国著作権法第107条には、著作物が公正に使用されていればその使用は著作権侵害に該当しないと規定されている。さらに、第107条には、著作物の使用が公正か否か判断する際に考慮されるべき四つの要素が規定されている。これらの要素は次のとおりである。(1)使用の目的と特徴、(2)著作物の特性、(3)著作物のうちの程度の部分が使用されたか、(4)使用が著作物の価値と潜在的市場に及ぼす影響。米国の裁判所は、これらの各要素を検討し、各検討結果を総合して、使用が公正であるか否か

を判断する。例えば、Kelly v. Arriba事件では、裁判所は、要素(1)と(4)については使用が公正であるという結論に至り、要素(3)については結論は出ず、要素(2)は使用が公正でないという結論を若干支持する、と判断した。裁判所は、これらの検討結果を総合し、アリバ社の使用が公正であるという結論に達した。

画像検索エンジンによる検索結果の表示をめぐる米国の判例では、画像が本来の使用目的とは異なる目的で使用されているということが、使用が公正であると裁判所が判断する決定的な要因となっている。

- 26) Fox News Network, LLC v. TVEyes, Inc., 43 F. Supp. 3d 383 (S.D.N.Y. 2014).
- 27) Natalie Olivo, “Fox News Doubles Down Against TVEyes in Fair Use Case,” Sept. 2, 2016, <http://www.law360.com/articles/835668/fox-news-doubles-down-against-tveyes-in-fair-use-case> (参照日：2016.11.6).
- 28) Id. at 393.
- 29) Id. at 393, 397.
- 30) Id. at 397.
- 31) Authors Guild v. Google, Inc., 804 F. 3d 202, 225 (2d Cir. 2015).
- 32) Authors Guild v. Google Inc., 954 F. Supp. 2d 282, 293 (S.D.N.Y. 2013) (“. . . Google Books provides significant public benefits. It advances the progress of the arts and sciences, while maintaining respectful consideration for the rights of authors and other creative individuals, and without adversely impacting the rights of copyright holders. It has become an invaluable research tool that permits students, teachers, librarians, and others to more efficiently identify and locate books. It has given scholars the ability, for the first time, to conduct full-text searches of tens of millions of books. It preserves books, in particular out-of-print and old books that have been forgotten in the bowels of libraries, and it gives them new life. It facilitates access to books for print-disabled and remote or underserved populations. It generates new audiences and creates new sources of income for authors and publishers. Indeed, all society bene-

- fits.”), aff'd, 804 F. 3d 202 (2d Cir. 2015).
- 33) Teter v. Glass Onion, Inc., 723 F. Supp. 2d 1138, 1153 (W.D. Mo. 2010).
- 34) 当条項は、「著作権の制限」という名称の「第五款」に規定されている。第47条の6には、「送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等」という題名が付いている。
- 35) 公益社団法人著作権情報センター, 「著作物が自由に使える場合は？」
<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime7.html>
(参照日: 2016.11.6)
- 36) 文化庁長官官房著作権課「解説・著作権法施行令の一部を改正する政令等について」コピーライト594巻50号21頁, 23頁(2010)参照, 田村善之「日本の著作権法のリフォーム論—デジタル化時代・インターネット時代の『構造的課題』の克服に向けて—」知的財産法政策学研究44巻25頁, 79頁(2014)参照。
- 37) 中山信弘『著作権法〔第2版〕』380頁有斐閣(2014)参照。
- 38) Charter of Fundamental Rights of the European Union, 2012/C 326/02,
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:12012P/TXT&from=EN> (参照日: 2016.11.6).
- 39) Directive 2001/29/EC of the European Parliament and of the Council of 22 May 2001 on the harmonisation of certain aspects of copyright and related rights in the information society, Official Journal L 167, 22/06/2001 P. 0010 - 0019,
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32001L0029:EN:HTML> (参照日: 2016.11.6).
- 40) Clarisse Fabre, Histoire d'une exception, LE MONDE, June 27, 2013 (Updated June 28, 2013).
- *本論説は、情報提供と考察を目的としており、法的助言ではございません。本論説につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。
- (原稿受領日 2016年11月6日)

